

平成26年2月

専門委員参考資料
(改訂版)

最高裁判所事務総局

專門委員參考資料
(改訂版)

初版はしがき

この資料は、専門委員になられた専門家の方に、民事訴訟についての全体像や専門委員として訴訟手続に関与する場合のイメージをつかんでいただくために作成したものです。

専門家の方にとって、訴訟手続は全くなじみのないことが多いと考えられますので、専門委員が関与する場面を中心として、簡潔に、かつ具体的に民事訴訟手続について説明しています。また、実際に訴訟手続に関与するに当たっては、事件の内容を把握する上で、事件記録が参考となりますので、その写しを抜粋したものを資料として添付しました。さらに、訴訟手続においては、初めて聞く方にとっては、わかりにくい法律用語も多いと思われますので、必要と思われるものについて、法律用語集としてまとめたものも末尾に掲載しました。

本書が、専門委員の執務の参考として利用され、お役に立てば幸いです。

平成16年2月

最高裁判所事務総局民事局

改訂版はしがき

平成16年4月に民事訴訟に専門委員制度が導入されて9年が経過し、同制度は専門的知見を要する訴訟の適正・迅速な裁判の実現に貢献しており、さらにその活用を広めていくことが期待されています。

この度、平成25年1月に施行された非訟事件手続法において、非訟事件についても専門委員制度が導入されたことから、これに対応した内容を追加するとともに、この間の運用の蓄積を踏まえて、その内容の修正を行うこととしました。

第1章及び第2章は、民事訴訟と非訟事件に共通する専門委員の制度や地位・職務について、第3章から第5章までは民事訴訟に固有の内容について、第6章は非訟事件に固有の内容について説明しています。なお、初版時には参考として事件記録抜粋を添付しましたが、実務の運用としては、専門委員に事件記録全てを読んでいただくことはそれほど多くはありません。そこで、改訂版では、これに代えて、実際に専門委員に関与していただく場合の手続の流れの例を資料として添付しました。

これまでの専門委員の関与状況を見ると、平成20年以降は専門委員が関与した事件が400件台で推移しており、医療、建築、知的財産の分野をはじめ、様々な専門的知見を要する専門訴訟で、専門委員は活躍されています。専門訴訟に加え、非訟事件において専門委員制度が導入されたことにより、事案の解明及び紛争の解決に専門的知見を要する事件において、専門委員の活躍がますます期待され

ています。そのような中、初めて専門委員になられた方に専門委員制度について理解していただくとともに、さらには、既に専門委員として経験を積まれた方にこれまでの知識を整理・確認していただくための参考として、本書が利用され、お役に立てば幸いです。

平成26年2月

最高裁判所事務総局民事局

凡 例

本書で用いた法令の略号のうち主なものは次のとおりです。

民訴法 民事訴訟法（平成8年法律第109号）

民訴規則 民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）

非訟法 非訟事件手続法（平成23年法律第51号）

非訟規則 非訟事件手続規則（平成24年最高裁判所規則第7号）

目 次

第1章 専門委員制度	1
第1 制度の導入の背景	1
第2 意義及び役割	3
第2章 専門委員の地位及び職務	5
第1 専門委員の地位	5
1 身分	5
(1) はじめに	5
(2) 経済的活動	5
(3) 政治的活動	6
2 任命等	6
(1) 任命	6
(2) 欠格事由	6
(3) 任期・所属の裁判所等	7
3 解任	10
4 その他	10
(1) 除斥、忌避及び回避について	10
(2) 専門委員と調停委員の違い	10
第2 専門委員の職務における留意事項	11
1 一般的な留意事項	11
2 職務を行う上での留意事項	12
(1) 事件に関与する上での準備	12

目 次

(2) 中立性・公平性の維持	12
(3) 職務上知り得た秘密の保持	14
(4) 期日に臨む上での注意事項	14
(5) その他	15
3 執務に関する問合せ先	15

第3章 民事訴訟制度 16

第1 民事訴訟の一般原則	16
第2 民事訴訟手続の流れ	17
1 全体の流れ	17
2 訴えの提起	19
3 事件の審理	19
(1) 第1回口頭弁論期日	19
(2) 爭点及び証拠の整理手続等	19
(3) 証拠調べ手続	21
(4) 電話会議・テレビ会議システムの利用	24
4 事件の終局	26
(1) 和解	27
(2) 判決言渡し	27
第3 民事訴訟における裁判所の構成等	27

第4章 専門委員の訴訟手続への関与 29

第1 関与する手続の概要等	29
1 概要	29
2 関与決定及び指定	29

目 次

第2 具体的な関与の流れ	31
1 専門分野の適合性や利害関係の確認等	31
2 関与する期日までの準備	31
(1) 専門委員の指定	31
(2) 事案の概要の把握等	31
(3) 書面の提出依頼	32
3 期日の立会	32
(1) 爭点及び証拠の整理手続等	32
(2) 証拠調べ手続	35
(3) 和解を試みる手続	36
第3 関与の決定の取消し	37
第5章 代表的な専門訴訟類型の特色・工夫点等	38
第1 建築関係訴訟	38
1 特色	38
2 工夫点	39
3 建築関係訴訟における専門委員	39
第2 医事関係訴訟	40
1 特色	40
2 工夫点	41
3 医事関係訴訟における専門委員	41
第3 知的財産権関係訴訟	42
1 特色（特許権関係訴訟を中心に）	42
(1) 侵害訴訟	42

(2) 審決取消訴訟	44
2 裁判所調査官	45
第6章 非訟事件関係	46
第1 非訟事件の種類	46
第2 非訟事件の手続の一般原則等	47
1 処分権主義の制限	47
2 職権探知主義	47
3 簡易迅速な手続	48
4 非公開手続	48
第3 非訟事件における専門委員制度	48
1 専門委員制度の導入の背景	48
2 専門委員制度の特徴	49
第4 具体的な非訟事件（株式価格決定申立事件）	51
1 特色	51
2 工夫点	51
付録1 専門委員関与例	53
付録2 対照条文表（民事訴訟及び非訟事件）	69
付録3 法律用語集	75

第1章 専門委員制度

第1 制度の導入の背景

私人間において民事上の権利関係についての紛争が生じた場合に、話し合い等による解決ができなければ、最終的には、裁判所に訴えが提起されることになりますが、科学技術の発展、社会経済活動の高度化を背景として、建築関係訴訟、医事関係訴訟、知的財産権関係訴訟等のような、紛争の解決に専門的な分野の知識を要する訴訟（専門訴訟）が数多く提起されるようになっています。

専門訴訟では、当事者の言い分が専門的な知識経験に基づいていることが多く、その内容を理解する上でも専門的な知識経験が必要となる場合があります。しかし、裁判官は、そのような専門的分野の専門家ではないことから、当事者の言い分や証拠の内容等を十分に理解し、争点（17ページ参照）が何であるかを整理するために、審理期間が長期化してしまう傾向がありました。また、当事者の言い分が明らかとなった後、どちらの言い分が正しいのかを判断する上で、専門家の意見を伺う必要があるときには、鑑定（22ページ参照）という手続を行うことがあります。鑑定については、従前、事案にふさわしい専門家（鑑定人）がなかなか見つからない、専門家から見て適切な鑑定事項が定められていない、鑑定の基礎となる資料が十分に選定されていないなどの問題点が指摘されており、それらが一因となり、鑑定に時間を要することが少なくありませんでした。通常の民事訴訟事件の審理期間が、近年、紛争の早期解決に向けた様々な方策・工夫等により短縮され、平均で1年を要しない

ようになっているのに対して、専門訴訟については、前述のような事情から、その審理期間の平均は通常の民事訴訟に比べて長くなる傾向がありました。

このような問題点を解決するためには、紛争の対象となっている専門的な分野に関し、知識経験を豊富に有している専門家からの協力をいただくことにより、専門訴訟における手続を円滑に進行させ、紛争の早期解決を図ることが不可欠であるという観点から、様々な検討がされた結果、平成15年7月に民事訴訟法の一部を改正する法律が成立し、新たに専門委員制度が設けられました。この制度により、専門訴訟において訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の進行を図るために必要がある場合には、専門委員に訴訟手続に関与していただき、適宜、専門的知見に基づく説明をしていただくことができるようになりました。

さらに、平成23年5月に新しい非訟事件手続法が成立し、非訟事件（46ページ参照）においても、専門委員制度が導入されることになりました。これを受け、平成24年7月に非訟事件手続規則の制定及び専門委員規則等の改正が行われ、専門委員制度の細目に関する事項や専門委員の任免等に関する事項について、必要な規定が整備されました。

非訟事件においては、専門委員は、専門的知見に基づく『説明』ではなく、専門的知見に基づく『意見』を述べていただくことになりますが、この点は後述のとおり、民事訴訟と非訟事件の基本原則の相違によるもので、専門委員の制度趣旨は、民事訴訟における専門委員制度と基本的に異なりません。

非訟事件における専門委員については、第6章で、民事訴訟にお

ける専門委員との相違点を中心に説明することとします。

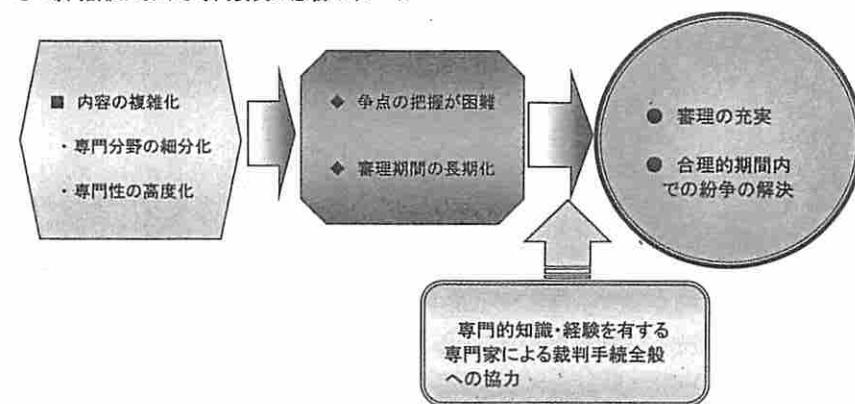
第2 意義及び役割

専門委員制度とは、専門的な分野について知識経験を豊富に有する専門家（専門委員）に、民事訴訟及び非訟事件における的確かつ円滑な審理の実現のために、必要な場合に専門的知見に基づく説明等をしていただくものです。

具体的には、的確かつ迅速に事案の内容を把握して主張を整理するなどのために、裁判所が、専門委員から、当事者の主張や証人の証言等について必要な説明等をしていただいたり、専門委員から証人等に対して質問していただいたりすることになります。また、和解を試みる場合に、話し合いをあっせんする上で専門的な知識経験に基づく説明等が必要であるときには、裁判所は、専門委員から説明等をしていただくことになります。

このように、専門委員の説明等により、裁判所が十分に有していない専門的な知見が補完されることで、裁判所としては、より早期

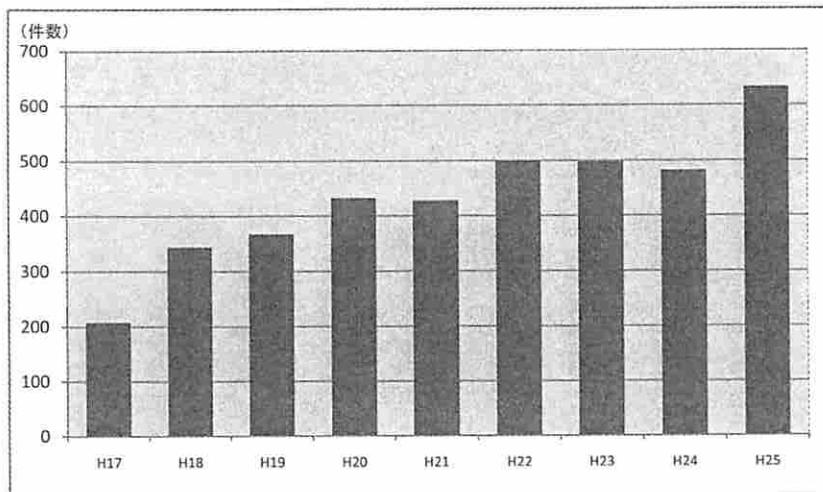
● 専門訴訟における専門委員の意義のイメージ



の段階から、事案を十分に把握し、充実した審理を行うことが可能となります。すなわち、専門委員は、事件の審理の充実等のために、手続全般において、必要となる専門的な知識経験に基づく説明等をしていただく、裁判所のアドバイザー的な役割が期待されているのです。

平成16年に専門委員制度が導入されてから、様々な分野の専門家が専門委員として訴訟手続に関与され、紛争解決のために御尽力いただいている。専門訴訟は更に専門化・複雑化することも予想されますが、新たに非訟事件にも関与していただくことになったことから、今後も、専門委員の活躍により、専門訴訟等が円滑に進められ、充実した質の高い審理が実現されることが期待されており、その役割は社会的にも大きく注目されています。

● 専門委員関与件数



第2章 専門委員の地位及び職務

第1 専門委員の地位

1 身 分

(1) はじめに

専門委員は、非常勤の裁判所職員であり（民訴法92条の5第3項、非訟法33条5項）、特別職の国家公務員となります。

そのため、専門委員は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならず（国家公務員法96条1項）、また、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない（同法99条）ことなど、一般的には、常勤の裁判所職員と同様に国家公務員法等の適用を受けることになります。

もっとも、専門委員は、その身分が非常勤とされていることから、その経済的活動、政治的活動において、以下のように、常勤の裁判所職員とはやや異なった取扱いを受けることがあります。

(2) 経済的活動

専門委員は、非常勤であることから、一般の国家公務員と異なり、私企業からの隔離に関する規定（国家公務員法103条）及び他の事業又は事務への関与の制限に関する規定（同法104条）の適用を受けないこととされています（人事院規則14-8第6項及び職員の兼業の許可に関する政令3条）。

(3) 政治的活動

一般に、常勤の裁判所職員は政治的行為について一定の制限を受けますが（国家公務員法102条）、専門委員には、その適用はないものとされています（裁判所の非常勤職員の政治的行為制限の特例に関する規則3号）。

しかし、国家公務員は、常勤、非常勤を問わず、地位利用による選挙運動が禁止されています（公職選挙法136条の2）ので、専門委員も、その地位を利用して選挙運動をすることは許されないことになります。

2 任命等

(1) 任 命

専門委員は、専門的知見に基づく説明をし、又は意見を述べるために必要な知識経験を有する者の中から、最高裁判所によって任命されます（専門委員規則1条）。

専門委員に任命されることにより、非常勤の公務員となります。

なお、具体的な任命に当たっては、専門家の具体的な専攻分野や経歴等を把握することができるよう、裁判所から、専攻分野等について伺ったり、履歴書を提出していただいたりすることがあります。

(2) 欠格事由

裁判手続に関与していただく専門家としてふさわしい方を任命するため、次のいずれかに当たる者は、専門委員になる資格はないとされています（専門委員規則2条）。

ア 禁錮以上の刑に処せられた者

イ 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

エ 弁護士、公認会計士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、建築士、不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補又は社会保険労務士として除名、登録の抹消、業務の禁止、免許の取消し、登録の消除又は失格処分の懲戒処分を受け、当該処分に係る欠格事由に該当する者

オ 医師として医師法（昭和23年法律第201号）第7条第2項の規定により免許を取り消され、又は歯科医師として歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条第2項の規定により免許を取り消され、再免許を受けていない者

(3) 任期・所属の裁判所等

ア 任期

専門委員の任期は2年とされています（専門委員規則3条）。再任については、特段の制限はありません。

イ 所属の裁判所

専門委員が任命される場合には、任命と同時に、その所属する裁判所が指定されます（同規則4条）。通常は、専門委員の居住地等の最寄りの裁判所が指定されることになります。そして、基本的には、所属する裁判所が指定する事件に関与することになります。

なお、所属の裁判所の管内に支部があるときには、所属の裁判所が、専門委員が主として勤務する裁判所又は支部を指

定することになります（同規則7条1項ただし書。例えば、所属の裁判所が東京地方裁判所の場合、同裁判所管内には立川支部があるので、専門委員が主として勤務する裁判所として、東京地方裁判所本庁又は立川支部のいずれかが指定されることになります。）。この勤務裁判所の指定は、専門委員の居住地等や所属の裁判所の状況等を考慮して行うことになります。専門委員は、通常は、居住地等に近い勤務裁判所の事件を担当することが多いと思われますが、所属の裁判所内の事件であれば、勤務裁判所以外の事件であっても、これに関与できることには変わりはないので、勤務裁判所の事件でなくとも関与するよう求められる場合もあります。

ウ 併任・職務代行

専門委員は、基本的には、最寄りの裁判所等の1箇所が所属の裁判所となります。しかし、専門家が非常に少ない分野の事件が、複数の裁判所に係属し、それぞれ専門委員を必要としているような場合には、同一の専門家に複数の裁判所に所属していただく必要が生じことがあります（これを『併任』といい、例えば、一人の専門委員に、東京地方裁判所と大阪地方裁判所の2箇所の裁判所に所属していただくことがあります。）のように専門委員の所属の裁判所が2箇所以上になった場合には、当該専門委員は、それぞれの裁判所から関与すべき事件の指定を受けることがあります。

また、専門委員は、所属の裁判所から関与すべき事件の指定を受け、職務を行うことが原則です。しかし、ある裁判所に専門委員を必要とする事件が係属したもの、その裁判所

においては、必要な分野の専門家を専門委員として任命していないかった場合等には、他の裁判所に所属する専門委員にその事件に関与していただくことがあります（これを『職務代行』といいます。）。この場合には、当該専門委員の関与を必要とする裁判所と所属の裁判所とに共通する上級裁判所（例えば、甲府地方裁判所の事件について、東京地方裁判所に所属する専門委員に関与していただくときは、東京高等裁判所がこの上級裁判所に該当します。）が、その必要性等を考慮し、所属の裁判所以外の裁判所における職務を行うことを認める発令を行うことになります（同規則5条）。なお、所属の裁判所以外の裁判所で、当該専門委員の関与を必要とする事件が係属したときに、前述の併任とこの職務代行のいずれの方法によるかは、当該裁判所において、その分野の事件が他にも係属する可能性がどれくらいあるかなどによって選択することになります。

併任又は職務代行のいずれにしても、実際に必要となったときには、発令前に、当該専門委員の関与を必要とする裁判所（上記の例でいえば、甲府地方裁判所）から連絡を取り、その専門委員の了解を得た上で、併任又は職務代行の発令をしています。場合によっては、遠方の裁判所の事件に関与していただくこともありますが、電話会議システム又はテレビ会議システムを利用して関与していただくという方法もありますので（24ページ参照）、遠方の裁判所から併任又は職務代行の依頼があった際は、関与の方法について、依頼をした裁判所に確認してください。

3 解任

専門委員が前記2(2)の任命の欠格事由に該当することになったときは、当然に解任されます（専門委員規則6条1項）。また、心身の故障のため職務の執行ができないとき、又は職務上の義務違反その他専門委員として適さない行為があるときには、解任されることがあります（同規則6条2項）。さらに、専門委員から辞任の申出があり、最高裁判所がそれを承認したときには、専門委員の辞任が認められることになります。

4 その他

(1) 除斥、忌避及び回避について

専門委員には、除斥、忌避及び回避の制度が準用されます（民訴法92条の6、民訴規則34条の9、非訟法15条、非訟規則11条）。除斥とは、専門委員が、事件や事件の当事者との間で、法律が定める特殊な関係がある場合（例えば、専門委員が事件の当事者と親子であるような場合）に、職務執行から法律上当然に排除される制度です。忌避とは、専門委員に裁判の公正を妨げる事情がある場合に、当事者の申立てにより、裁判によって職務執行から排除される制度です。除斥や忌避の決定がされると、当該専門委員は、その事件に関与することができなくなります。また、専門委員自らが、除斥や忌避の原因があると考える場合には、裁判所の許可を得て、自ら事件に関与しないことができます（回避）。

(2) 専門委員と調停委員の違い

専門委員と同様に、非常勤の国家公務員として裁判所に所属する職員としては、調停委員がいます。調停委員の中にも、医師や建築士等の専門家が含まれています。専門委員は、裁判所のアドバイザー的な立場で、裁判官とは別に手続に関与するのに対し、調停委員は裁判官と共に調停委員会のメンバーとして手続に関与することになります。さらに、専門委員は、裁判長の求めにより、専門的な知見に基づき専門的な事項について説明等を行うことが役割となりますが、調停委員は、当事者間の話し合いによる紛争解決のあっせんを行うことがその中心的な役割となります（なお、専門委員と鑑定人との違いについては23ページを参照してください。）。

第2 専門委員の職務における留意事項

1 一般的な留意事項

専門委員は、裁判所に不足しがちな専門的な知識経験を補うために、裁判所のアドバイザー的な立場から、裁判手続の様々な場面において、裁判長から求められた事項について説明等を行い、裁判手続に関与していただくものであり、その責務は重大です。そのため、専門委員の地位にある者が一定の欠格事由に該当するに至ったときは当然に解任されることや、職務上の義務に違反する行為のほか、職務に関しないことであっても専門委員に適しない行為があると認められるときにも解任される場合があることは前述のとおりです。

したがって、例えば、自動車を運転するに当たっても速度違反等の処罰対象となる行為を起こさないように心がけていただくこ

とは当然ですが、万一、そのような交通違反事件を含め、刑事事件に関して被疑者として捜査の対象となり、若しくは訴追を受け、又はその他の不祥事に関与してしまったときは、ためらうことなく、直ちにその旨を所属の裁判所に申し出て、その指示を受けてください。このような事態が発生した場合、速やかに、かつ、適切な対応をとることは、専門委員制度に対する国民の信頼を損なわないためにも重要と考えられます。

2 職務を行う上での留意事項

(1) 事件に関与する上での準備

当事者にとって、裁判は、自らの権利義務についての判断がされたり、法律関係が形成されたりする場であり、それに臨む姿勢も当然真剣なものとなりますから、裁判所はもちろん、専門委員の一挙手一投足が注目されています。そのため、専門委員が事件の基本的な内容を十分に把握することなく、いきなり期日に臨んだような場合には、その専門委員は、当事者に不誠実な印象を与えるおそれがあり、以後、当事者からの信頼を失うことにもなりかねません。そこで、期日に臨むに当たっては、事前に関与する事件の内容を十分に把握するなど必要な準備をすることが望ましいと考えられます（訴訟手続への関与については、第4章参照）。

(2) 中立性・公平性の維持

裁判においては、第三者機関である裁判所が紛争の解決を図るという性質から、その中立性・公平性が確保されていることが重要となります。この点は、非常勤の裁判所職員である専門

委員の場合も同様であり、裁判手続に関与するときには中立・公平な立場に立つことが求められています。このことは、専門委員の説明等は、期日において口頭で行うか、期日外で書面により行うこととされ、書面によるときは、その写しを当事者等のいずれにも送付しなければならないとされていること（民訴規則34条の3第2項）からもうかがわれるところです。

したがって、専門委員としては、一方の当事者に偏った立場での説明等を行っていると見られ、専門委員の中立性・公平性に対する信用を失うような結果とならないよう、留意する必要があります。専門委員として行動するときには、必要以上に一方の当事者と親しげな会話をすること等がないように注意し、当事者双方の言い分をバランスよく聞くように心がけることが大切です。そのためには、専門委員は、自分が関与する事件について、先入観や予断を抱かないように注意する必要があります。

なお、訴訟では、どのような点を中心に争うかなどについては、当事者が決めるという建前になっています（弁論主義、16ページ参照）。この点からも、裁判所のアドバイザー的な立場で事件に関与する専門委員においては、審理において争点として取り上げられていない部分について指摘したりすることについては、慎重な対応が必要です。専門委員は、この点で疑問があるときは、説明を行う前に、その方向性を裁判官に伝えるなどして、その指示に従ってください。

また、事件に關与する専門委員の中立性・公平性は重要なことから、裁判所は、当事者から専門委員の経歴等について

質問されたときは、当該専門委員の了承を得た上で、裁判所があらかじめ専門委員から伺っていた情報の一部を提供することもあります。

(3) 職務上知り得た秘密の保持

専門委員は、その職務上取り扱った事件について知り得た秘密を守らなければならないことは言うまでもありません（国家公務員法100条）。万一、専門委員が秘密を漏らすようなことがあれば、具体的な事件における個々の当事者の裁判所に対する信頼を裏切るということに加えて、裁判全般に対する国民一般の不信を招くことにもなりかねません。したがって、例えば、裁判手続に関与して知り得た秘密を、知人に話すようなことは厳に慎むようにする必要があります。

また、専門委員が、事案の内容を把握し、又は期日等において説明等をするために、事件記録の写しを所持することもあると想定されますが、事件記録には、当事者のプライバシーにわたる事項等を数多く記載されていることから、これを紛失したり、他人の目に触れることのないよう、その管理には十分な注意を払う必要があります。

(4) 期日に臨むまでの注意事項

当事者にとって、裁判は重大な問題であり、専門委員の一挙手一投足が注目されていることは前述のとおりです。そこで、専門委員には、期日に臨むに当たっては、余裕を持って裁判所に来ていただくことが望ましく、また、急用等により、やむを得ず時間どおりに裁判所に来られない場合（遅れる場合や欠席する場合）には、事前に裁判所に連絡し、相談するようにして

ください。

(5) その他

既に公務員としての身分を有している方であっても、在勤官署の兼業許可を受けた上で、専門委員になっていただくことができます。この場合、本来の職務における執務時間外に専門委員としての執務を行っていただくなど、本来の職務についての専念義務との関係で問題が生じないように留意してください。

3 執務に関する問合せ先

専門委員としての事件への関与は、事件が係属している裁判所が当該事件に関して具体的に専門委員を指定することにより始まります（29ページ参照）。この場合において、事前にすべき準備の内容や指定された期日の通知等の連絡は、当該裁判所（具体的には、その事件を担当している担当裁判官又は担当書記官）からされることになりますし、期日に来ていただくことができなくなったときの連絡も、当該裁判所との間で行っていただくことになります。執務を行う上で御不明な点があるときにも、当該裁判所にお問い合わせください。

第3章 民事訴訟制度

第1 民事訴訟の一般原則

専門委員が関与する民事訴訟は、その対象が金銭の貸し借り等、私人間において自由に処分できる権利関係であり、また、その目的が客観的真実の探究にあるのではなく、私人間における紛争を、当該私人間において相対的に解決することにあることから、当事者する請求や言い分（主張）の内容は、当事者の自由な選択に委ねられています。

また、同様に、当事者がどのような点を中心に争うかなどについても、当事者が決めるという建前になっています（これを『弁論主義』といいます。）。その具体的な内容は、次のとおりです。

- ① まず、裁判所は、当事者が主張した事実のみを前提として判断をしなければなりません。このため、裁判所は、提出された証拠等から、当事者が主張していない事実が認められると考えたとしても、それに基づいた判断をすることはできません。
- ② 次に、裁判所は、当事者間に争いのない事実（自白した事実）については、それを当然の前提として判決をしなければなりません。したがって、例えば、当事者間に100万円の貸し借りがあったことに争いがなければ、裁判所が証拠等から貸し借りの事実がなかったとの心証を得たとしても、貸し借りがあることを前提に判決をしなければなりません。
- ③ さらに、裁判所は、原則として、当事者から申出のあった証拠のみを証拠調べの対象としなければなりません。このため、

裁判所が、独自に証拠を探してきて調べることはできません。訴訟手続では、裁判所の行為にはこのような制約があることから、裁判所のアドバイザー的な立場で手続に関与する専門委員には、民事訴訟におけるこれらの原則を十分理解していただいた上で、裁判所から求められた事項について説明をしていただく必要があります。

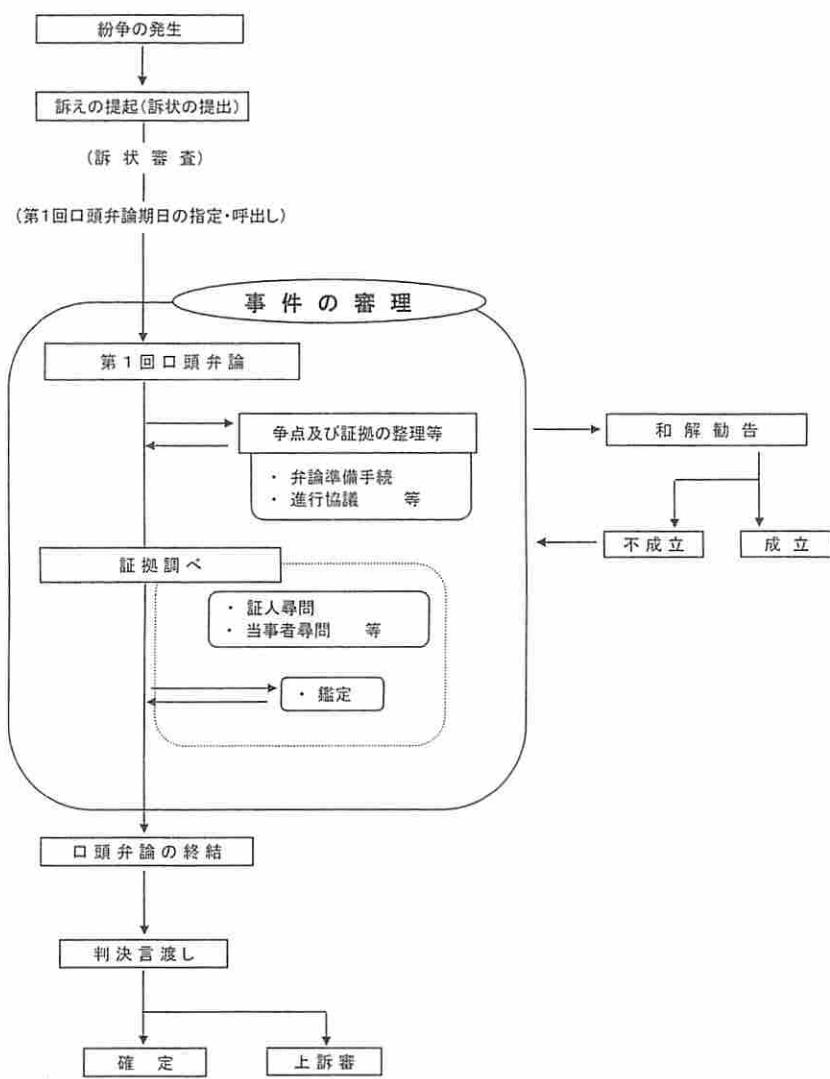
第2 民事訴訟手続の流れ

1 全体の流れ

民事訴訟は、紛争の一方当事者（原告）が、裁判所に対して、他方の相手方（被告）に対する何らかの請求を立て訴え提起することにより始まります。この点は、国家機関である検察官が、裁判所に対し、被告人に対する刑罰を求めて公訴を提起する刑事訴訟とは異なります。

民事訴訟では、訴えが提起されると、裁判所が当事者双方の言い分を聴き、提出された証拠と照らし合わせながら、その双方の言い分の中で真に争いがある重要な部分（争点）を把握します（一般に、この段階を『争点及び証拠の整理手続』といいます。）。そして、どちらの言い分が正しいのかについて、証人尋問、当事者尋問、鑑定等の手続を行った上で（一般に、この段階を『証拠調べ手続』といいます。），判断を示す（判決）ことになります。判決の代わりに、裁判所の勧めにより、当事者の話し合いに基づく合意により紛争が解決されることもあります（これを『和解』といいます。）。

具体的には以下のとおりです。



2 訴えの提起

訴えの提起は、通常は、解決を求める紛争の対象(請求の趣旨)及びその内容(請求の原因)を記載した『訴状』という書面を裁判所に提出することにより行います(民訴法133条1項)。訴状の記載が不明確であるなどの不備がなければ、裁判所は、当事者の言い分を公開の法廷で主張させるための日時(第1回口頭弁論期日)を指定し、訴えられた相手方(被告)に対して、期日が定められた旨及び当該期日に裁判所に出頭するように命ずる旨を記載した呼出状とともに、原告から提出された訴状等を送ります。

被告は、訴状等を受け取ると、一般的には、訴状に記載された内容を認めるかどうか、また、その内容に対する自分の言い分等を記載した『答弁書』という書面を裁判所に提出します。

3 事件の審理

(1) 第1回口頭弁論期日

第1回口頭弁論期日においては、当事者は、訴状、答弁書等に記載した自己の言い分を主張します(実際には、多くの事件では、「訴状を陳述します。」と述べる等の省略した方法で行われます)。この段階で、被告が原告の言い分を全て認める場合には、裁判所は、原告の請求を認める判決を言い渡す等して審理を終了します。しかし、被告が原告の言い分を認めない場合には、裁判所としては、どちらの言い分が正しいかを調べるために審理を進める必要があります。

(2) 争点及び証拠の整理手続等

被告が原告の言い分を認めない場合、裁判所は、当事者双方

に自己の言い分を主張させ、争点を明らかにするとともに、当事者から提出される、自己の言い分の根拠となる証拠を整理します(争点及び証拠の整理手続)。この争点及び証拠の整理は、公開の法廷で行う口頭弁論期日でも行われますが、公開の法廷以外の場所で行う弁論準備手続で行われることが多いと思われます。また、非公開の手続として、進行協議という手続もあります。

ア 弁論準備手続

弁論準備手続は、法廷外の準備室等で、原則として当事者双方を出頭させて行います。その期日は、次のような流れで行われることが多いと思われます。

まず、前回の期日以降に新たに提出された準備書面（当事者の言い分を記した書面）や証拠について確認をした後、裁判所や一方当事者がその内容について質問をし、また、他方当事者がそれに対して反論をするなどして当事者の言い分を整理し、当事者間で争いがある部分を明らかにします。同時に、当事者が証拠として提出する文書（書証）を取り調べます。その後、次回期日までに当事者が準備すべき事項を確認するなどして、当該期日を終了します。

イ 進行協議

当事者間の言い分が多岐にわたり、証拠も大量にある場合には、それぞれの関係を整理する必要がありますし、また、多数の証人が予定されていたり、鑑定を行うことを予定している場合には、以後の進め方を協議し、手続の円滑な進行を図る必要があります。そこで、事件の進行について協議する

ことを目的として設けられたのが、進行協議です。この手続は、あくまでも協議等を行う手続であることから、アの弁論準備手続とは異なり、準備書面や書証等を提出することは想定されていません。

進行協議は、基本的には、当事者双方を出頭させて、準備室等において今後の方針等を協議します。また、鑑定を行うこととなった場合に、当事者に加え、鑑定人にも裁判所へ来ていただいて、鑑定人に意見を述べてもらう対象（鑑定事項）等を定めるための協議を行うこともあります。

さらに、この手続においては、機動的な協議の実施が図れるよう、裁判所外でも手続を行うことができます（民訴規則97条）。例えば、建築物の瑕疵が争いになっている訴訟において、裁判所や当事者が共通の理解を得るために、紛争の対象である建築物を実際に見に行く場合等は、裁判所外でこの手続を行うことがあります。

(3) 証拠調べ手続

証拠調べ手続とは、裁判所が、当事者の主張する事実関係等に食い違いがある場合に、どちらの言い分が正しいかを判断するための資料を得る手続をいいます。この証拠調べの対象となる証拠は、原則として当事者からの申出があったものに限られることは前述（16ページ参照）のとおりです。

証拠又は証拠を調べる手続としては、以下のものがあります。

ア 証人尋問・当事者尋問

証人とは、当事者以外の第三者であって、訴訟手続外において自ら経験した過去の事実を裁判所で供述するよう命じら

れた者のことであり、その証人に法廷で供述（証言）してもう証拠調べの手続が証人尋問です。証人ではなく、当事者本人又は法定代理人若しくは法人の代表者に供述してもらう場合を当事者尋問といいます。

具体的には、裁判所が、当事者が申し出た証人等について、当事者の主張や尋問事項等に照らして尋問の必要があると認めたときには、当該人物を証人等として採用し、尋問の予定時間等を参考に、尋問の日時を定めます。

当該尋問期日においては、証人等が法廷において宣誓をした後、その証人等の証拠調べを申し出た当事者が尋問し（主尋問）、その後、相手方当事者の尋問（反対尋問）、申出をした当事者の再度の尋問（再主尋問）、最後に裁判所からの尋問（補充尋問）が行われるのが一般的です。なお、証人尋問等は、証人等が法廷に出頭して行われるのが通常ですが、例えば証人等が入院している場合に、裁判官等が病院に赴いて尋問を行ったり（所在尋問）、証人等が遠隔地に居住しているときなどに、テレビ会議システム（24ページ参照）を利用して行ったりすることもあります。

イ 鑑定

裁判所が、当事者の申出により、専門家から、特別の学識経験により知ることができた経験則等に基づく専門的意見を聴く手続を鑑定といい、この専門家のことを鑑定人といいます。

鑑定人と専門委員とは、いずれも専門的な知見を有する専門家で、裁判所が十分に有しない専門的な知見を補充してい

ただくという点で類似しています。もっとも、専門委員は、裁判所のアドバイザー的な立場から、審理の参考となる説明を行っていただくものであり、その説明内容は証拠にならない（ただし、34ページの【留意事項】参照）のに対して、鑑定人は、裁判所が判決をする上での基礎資料となる意見を述べていただくものであり、その意見は証拠となる点で異なっています（なお、両者の主な差異については、下記の表参照）。

● 専門委員と鑑定人の主な差異

	専門委員	鑑定人
身 分	裁判所に所属する職員 (専門的な知見に基づく説明をするために必要な知識経験を有する者)	裁判所に所属する職員ではない。(鑑定に必要な学識経験のある者)
関与の場面	争点及び証拠の整理等 証拠調べ 和解	主に証拠調べ
説明又は意見の性質	専門的な事項に関する当事者の言い分や証拠等について、裁判所のアドバイザー的な立場から、分かりやすく説明をする。 この説明は、アドバイザー的な立場からのものであり、説明した内容は、証拠とはならない。	裁判所から求められた鑑定事項について、意見を述べる(鑑定人の意見として、書面(鑑定書)の提出を求められるのが一般的である。) この意見は証拠となり、判決の基礎となる。

具体的には、当事者から鑑定の申出がされると、裁判所は、その必要性を考慮した上で鑑定を行うかどうかの決定をし、鑑定を行う場合には、鑑定に必要な学識経験を有する方を鑑定人として選任し、鑑定事項（鑑定人に意見を求める事項）を決定します。この鑑定事項は、当事者の意見を聴いて決めますが、その際、鑑定人と協議することもあります（民訴規

則129条の2)。

ウ 検証

検証とは、裁判官が自己の五感によって、物体の形状や現象（検証物）を認識することにより、当該認識の結果を判決の基礎資料とするための証拠調べをいいます。例えば、建築物に瑕疵があるかどうかが争われている事件において、裁判官が、その建築物を直接見に行き、その結果を証拠とする場合などがこれに当たります（前記(2)イの進行協議期日で建築物を見に行った場合には、裁判官の見分の結果は証拠にはなりませんが、検証結果は証拠になるという違いがあります。）。

エ 書証

当事者が証拠として提出した文書のことを書証といいます。また、録音テープ、ビデオテープ、図面、レントゲン写真などのように、文字等の符号によらずに、ある人の思想内容を示すものについても証拠として提出されることがあります。これらは準文書と呼ばれています。

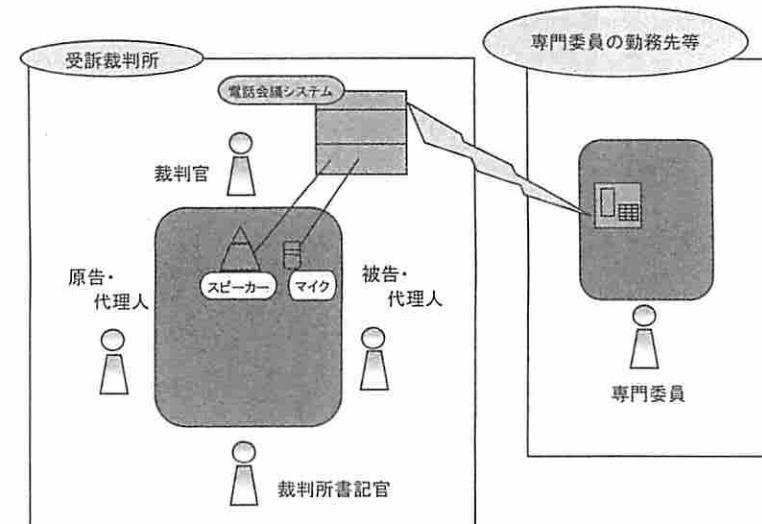
(4) 電話会議・テレビ会議システムの利用

弁論準備手続や進行協議の期日において、当事者や専門委員が遠隔地に居住しているときその他裁判所が相当と認めるときは、音声を認識しながら遠方の者と通話ができる電話会議システムを利用するすることができます（当事者については民訴法170条3項、民訴規則96条、専門委員については民訴法92条の3、民訴規則34条の2第2項）。

例えば、専門委員が、事件の指定を受けた裁判所から遠隔地に居住している場合や、多忙等のために当該裁判所まで赴けな

いことに相当な理由がある場合には、専門委員に、期日として指定された日時に勤務先等の所定の場所で待機していただき、当事者等が裁判所に出頭したところで、裁判所から専門委員に電話をかけます。電話がつながることにより、裁判所にいる裁判官及び当事者等は、専門委員の説明をスピーカーを通して聞くことになります。

● 電話会議システムのイメージ図



また、図面の検討を行う場合など、性質上、音声のやり取りだけでは手続の目的を達し得ないような場合には、裁判所の指示により、専門委員の居住地等に近接した裁判所に来ていただいて、テレビ会議システムを利用して手続に関与していただくことも考えられます。証人や鑑定人が遠隔地にいる場合には、証人尋問や鑑定人質問（民訴法215条の2）をテレビ会議シス

テムを利用して行うこともあります。

● テレビ会議システムを利用した審理の様子（模擬）



4 事件の終局

裁判所に係属した民事訴訟は、当事者の互讓による『和解』や、裁判所が判断を示す『判決言渡し』のほか、原告が訴えの提起を撤回する『訴えの取下げ』（民訴法261条）、被告が原告の求めている請求を認める『請求の認諾』（同法266条）、原告が自分の求めている請求権を放棄する『請求の放棄』（同条）によって終了します。ここでは、そのうち、代表的な訴訟の終了原因である和

解と判決言渡しについて説明します。

(1) 和解

和解（訴訟上の和解）とは、当事者双方が互いに譲歩して、話し合いにより紛争を終了させることを合意することをいいます。裁判所は、争点及び証拠の整理手続又は証拠調べ手続の間も含めて、いつでも必要なときに、当事者に対し、和解による解決を勧めることができるとされており、実際、争点及び証拠の整理手続、証拠調べ手続等の途中や前後に、裁判所が和解を勧めることも多く見られるところです。その際には、裁判所がその時点での心証等に基づいて具体的な和解案を提示することもあります。

当事者間に和解が成立した場合には、その内容を記載した調書は確定判決と同一の効力が認められることになります。

(2) 判決言渡し

裁判所は、争点及び証拠の整理や証拠調べを経て、判決による判断をするために十分な心証が得られたときは、審理を終了し（これを『口頭弁論の終結』といいます。）、判決を言い渡す期日を定めます。裁判所は、この期日において判決の言渡しを行います（民訴法251条）。なお、口頭弁論の終結後は、事件の審理を行うことはありませんが、和解については行われることがあります。

第3 民事訴訟における裁判所の構成等

裁判の審理を担当する機関という意味での裁判所は、1名若しくは数名の裁判官によって構成されます。複数の裁判官によって構成

される場合を『合議体』といい、一般的には、裁判長と2名の裁判官（法廷で、裁判長から見て右側に座る裁判官を右陪席、左側に座る裁判官を左陪席といいます。）の3名によって構成されます。合議体で審理する場合は、裁判長によって指名された合議体のメンバーの中の1,2名の裁判官（受命裁判官）によって争点の整理等の手続がされることがあります。

また、裁判所の職員には、事件を審理する裁判官の他に、裁判所書記官、裁判所事務官、裁判所速記官等がいます。裁判所書記官は、裁判官とともに期日に立ち会って調書を作成したり、期日の調整等の訴訟の進行管理をし、また、事件記録の保管をすること等を主な職務としています。裁判所が期日外で専門委員に連絡をする必要がある場合には、裁判所書記官が窓口となることが多いです。裁判所事務官は、当事者から提出される書面等の受付や送達事務の補助等の事務を行っています。裁判所速記官は、証人尋問等の期日に立ち会い、証言等を聴き取り、速記録を作成しています。

第4章 専門委員の訴訟手続への関与

第1 関与する手続の概要等

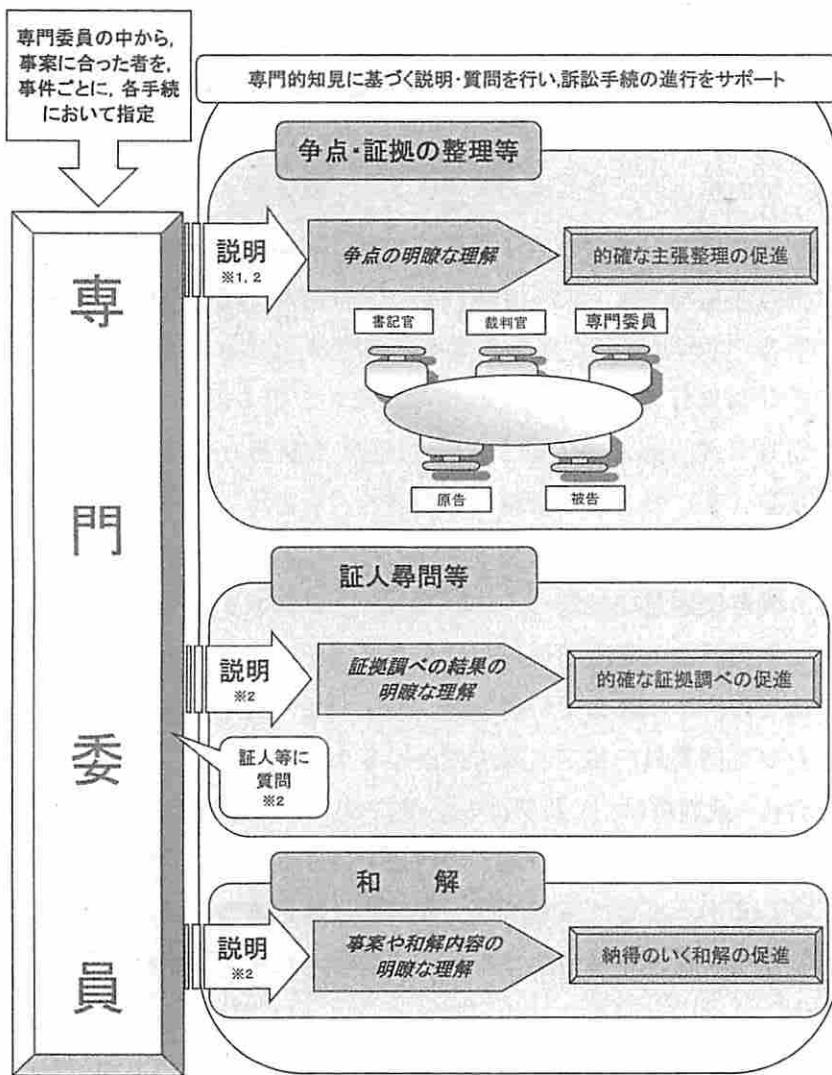
1 概 要

専門委員は、裁判所の決定により、判決言渡しを除く、訴訟手続のほぼすべての場面に関与する可能性があります。専門委員が関与する場面は、大きく分けて、①争点及び証拠の整理手続等をする、口頭弁論及び弁論準備手続の期日（民訴法92条の2第1項）並びに進行協議期日（民訴規則34条の2第1項）、②証拠調べの期日（同法92条の2第2項）、③和解を試みる期日（同法92条の2第3項）の3つの場面です。

2 関与決定及び指定

裁判所は、専門委員の関与が必要であると認めたときには、前記1の①から③までの各手続ごとに関与の決定（民訴法92条の2）及び専門委員の指定（同法92条の5第2項）を行います。この場合に、裁判所は、①及び②の手続については当事者の意見を聴き、③の手続については当事者の同意を得た上で専門委員の関与を決定します。また、裁判所は、具体的に誰を専門委員として指定するかを決定するに当たっても、当事者の意見を聞く必要があります。

● 専門委員の訴訟手続への関与のイメージ



※1 専門委員の説明は、書面によって行われることもある。

※2 専門委員の説明・質問は、電話会議システム、テレビ会議システムを利用して行うこともできる。

第2 具体的な関与の流れ

ここでは、実際に専門委員に関与していただく場合の主な手続等の流れについて、具体的に紹介します。なお、事例をもとにした関与例をいくつか付録1に載せてありますので、そちらも併せて参照してください。

1 専門分野の適合性や利害関係の確認等

ある具体的な事件について専門委員に関与していただくことが必要になった場合には、まず、裁判所から候補となる専門委員の方に対し、当該事件に関与していただけるかどうかを伺います。

その前提として、裁判所と当事者双方との間で、当該事件がどのような内容の事件で、専門委員に説明をしていただきたい事項はどのような事項かという方針を協議していますので、その内容を専門委員（候補者）にお伝えします。そして、当該事件で説明をしていただきたい事項が、専門委員（候補者）の専門分野に適合しているかどうかを確認させていただくとともに、当事者双方の氏名や法人名等を専門委員（候補者）にお伝えし、当事者双方との間に利害関係がないかを確認させていただきます。

2 関与する期日までの準備

(1) 専門委員の指定

専門委員（候補者）から事件関与についての内諾を得た後、裁判所は、当事者双方の意見を聴いて、当該事件に関与する専門委員を指定します（民訴法92条の5）。

(2) 事案の概要の把握等

専門委員には、関与していただく期日までに、当該事件の概要等をできるだけ正確に把握し、裁判所及び当事者が専門委員に求める事項を十分理解していただく必要があります。そのために、裁判所から専門委員に対し、説明を求めたい事項が記載された書面と、当該事件の概要を理解していただくために有用と思われる資料（例えば、当事者の主張をまとめた主張要約書面や、主要な書証など）を送付させていただくことがあります。また、専門委員に、裁判所で事件記録を閲覧していただく場合もあります。

(3) 書面の提出依頼

専門委員に争点及び証拠の整理手続に関与していただくに当たり、口頭ではなく書面によって説明していただくことが相当な場合には、裁判所の求めにより、書面を提出して説明していただくことがあります（民訴法92条の2第1項）。説明を記載した書面は、期日において提出する場合のほか、期日外に提出する場合もあると思われますが、期日外に提出していただいた場合には、裁判所書記官が、当事者双方に対し、その書面の写しを送付します（民訴規則34条の3第2項）。これにより、当事者が、専門委員の説明の内容を知ることができることになります。

3 期日の立会

(1) 争点及び証拠の整理手続等

ア 期日の流れ等

弁論準備手続期日や進行協議期日（いずれも20ページ参

照）においては、専門委員には、原則として裁判所に登庁し、指定された事件の期日に立ち会っていただきます（電話会議システム又はテレビ会議システムを利用できる場合があります。24ページ参照）。

期日では、裁判長が司会をして手続を進めますので、専門委員には、裁判長から説明を求められた事項について、順次説明をしていただきます。専門委員がする説明は、当事者が言い分を主張する上で重要な意味をもつこともあることから、専門委員には、当事者の面前で説明をしていただく必要があります。そして、当事者はこの専門委員の説明に対して意見を述べる機会が保障されています（民訴規則34条の5）。

なお、専門委員にしていただく説明としては、専門用語や当事者の主張の意味内容等について、専門的経験則に基づく説明をしていただくことがあるほか、ある程度類型化された事実関係に専門的経験則を当てはめて客観的な推論結果を説明（例えば、「一般にAの場合にはBという結果は起こらない。」という説明など）していただくこともあります。さらに、事案によっては、具体的な事実関係に専門的経験則を当てはめて、評価的な要素を加えた説明（例えば、「本件Aという瑕疵は、その形状等からBが原因であると判断できない。その原因としては、Cが考えられる。」という説明など）をしていただくこともありますが、こうした評価的な「説明」と「意見」との区別は微妙であり、どこまでが説明概念に含まれるかは難しい問題です（次頁の【留意事項】参照）。専門委員にどのような説明をしていただくかは、裁判所の判断

によって異なりますので、事前に裁判所との間でよく確認していただく必要があります。

イ 説明内容等の記録化

専門委員が期日に立ち会った場合には、期日調書に、立ち会った専門委員の氏名を記載することになっています。これに対し、専門委員が行った説明の内容そのものは、調書に記載しなければならない事項ではありませんが（民訴規則66条、67条、88条等）、裁判所が、専門委員の説明内容が訴訟関係を明瞭にするために重要であって、記録に残しておくべき内容であると判断することもあると思われます。その場合には、専門委員が口頭で行った説明内容を期日調書に記載したり、専門委員が提出した説明書面を期日調書の別紙として添付することもあります。

【留意事項】

争点及び証拠の整理手続においては、弁論主義（16ページ参照）の要請があることから、たとえ証拠等から認めることができる場合であっても、当事者が主張していない事実をことさらに説明の中で取り上げたり、当事者の事件の捉え方の当否を指摘したりすることについては、慎重な対応が必要です。そのような問題がある場合には、事前に裁判官に申し出ていただき、その指示に従ってください。

また、専門委員は鑑定人と異なることから（23ページ参照）、事件についての結論や当事者間で真に争いがある事項について、専門委員自身の意見を述べることはしないように留意する必要があります。例外的に、当事者双方が専門委員が意見を述

べることについて同意している場合には、意見を求められることがあります。その場合には裁判所の指示に従ってください。

なお、専門委員が行った説明内容は、証拠資料とはなりません。もっとも、当事者双方が専門委員の説明内容を証拠とすることに同意している場合には、手続保障を放棄していると見て、証拠にすることができると理解されています。

(2) 証拠調べ手続

証拠調べ期日においても、原則として裁判所に登庁していました、裁判長から求められた事項について、当事者の面前で説明をしていただきます。例えば、当事者の主張と証言等の趣旨との対応関係についての説明、証言等に現れた専門用語の意味内容についての説明などが考えられます。

また、証人尋問等においては、専門委員として、証人等の供述の意味を理解する上で確認する必要がある事項が出てくることも考えられます。このような場合には、専門委員は、裁判長の許可を得て証人等に質問をしていただくことになります。裁判長は、専門委員から発問の許可を求められたときは、当事者の同意を得た上で、専門委員に発問を許可することになります（民訴法92条の2第2項後段）。

なお、証人には自己の記憶に基づく正確な供述をすることが求められていますが、専門委員の説明を聴き、その内容に影響されたかたちでの供述をしてしまうおそれがある場合等には、当事者の意見を聴いた上で、裁判長が、専門委員に説明していくときに証人を一時的に退廷させるなどの措置を探ることがあります（民訴規則34条の4）。

【留意事項】

証拠調べは、弁論主義（16ページ参照）の要請により、当事者が争っていない事項については行われませんし、また、原則として、当事者が申し出ていないものも証拠調べの対象となりませんのでご留意ください。

また、証人尋問等においては、前述のとおり、裁判長の許可を得ずに専門委員から証人等に対して直接に質問をすることはできません。証人等に対して質問したい事項があるときには、尋問手続を遮らないように留意しつつ、裁判長に発言の許可を求め、裁判長の許可を得てから証人等に質問し、裁判長からの求めに応じて説明をするようにしてください。

さらに、専門委員が質問又は説明をするときには、証人や鑑定人が述べる内容について詰めたり、自己の見解を押しつけるようなことのないようにご留意ください。特に、証人、鑑定人等が専門家である場合には、専門委員と当該専門家とが、各自の自説を主張することにより、論争めいた状況となることもありますですが、専門委員の役割は、裁判官等への説明であることを意識して発問等をしてください。

(3) 和解を試みる手続

裁判所は、当事者の同意を得て、和解を試みる期日にも専門委員を関与させることができます（民訴法92条の2第3項）。例えば、和解の前提となる事実関係等を詰めるに当たって、専門委員の専門的知見を活用することが有用な場合、適切な和解条項を作成するために専門委員の専門的知見を活用することが有用な場合などが考えられます。

和解を試みる期日において、専門委員には、裁判所から求められた事項について説明をしていただくことになります。なお、専門委員については、和解の手続に関与する場合においても、電話会議システム及びテレビ会議システムを利用することができます。

【留意事項】

専門委員には、裁判所による和解の勧告に伴い、裁判所から求められた事項について説明をしていただきます。もっとも、当事者と和解の内容について協議したり、当事者の意思決定を促す主体は、あくまでも裁判所ですので、説明の際に、自らが主導的に和解のあっせんを行うようにならないように留意してください。

第3 関与の決定の取消し

裁判所が専門委員の関与の決定をするのは、訴訟手続を進める上で専門委員の知見に基づく説明を受ける必要があると考えられる場合ですが、その後に判明した事情等に基づき、相当と認められるときは、専門委員の関与の決定が取り消されることがあります。また、当事者双方からの申立てがあるときには、裁判所は、これを必ず取り消さなければなりません（民訴法92条の4）。これらの関与の取消しにより、以後は、当該事件には、専門委員に関与していただくことができなくなります。

このような場合には、裁判所から専門委員に対し、関与の決定が取り消されたこと等の連絡がされることになります。

第5章 代表的な専門訴訟類型の特色・工夫点等

適正な紛争解決を図る上で、専門的な知識経験が必要となる分野の訴訟としては、様々な種類のものが考えられますが、その中でも代表的なものである建築関係訴訟、医事関係訴訟及び知的財産権関係訴訟について、それぞれの特色や審理の充実のために行われている様々な工夫について紹介します。

第1 建築関係訴訟

1 特 色

建築関係訴訟とは、例えば、建築物の瑕疵が問題となる事件等のように、主張若しくは証拠の整理又は裁判をするときに建築の専門的な知識経験が必要となるような訴訟のことをいいます。

建築関係訴訟の特色としては、以下のような点が挙げられます。

- ① 建築技術上の専門的知見を要することが多い。
- ② 審判対象が膨大であることが多い（多数の不具合や欠陥が主張されたり、図面等、膨大な書証が提出される。）。
- ③ 契約内容が不明確であることが多い（契約書等の書類が存在していなかったり、存在していても、記載が簡略すぎたり、必要な取決めを欠いていて不備があることが少なくない。また、口頭で追加変更契約をすることが多い。）。
- ④ 当事者間の感情的対立が激しいことが多い。
- ⑤ 実際に建築物を見に行くことが紛争解決に有用な場合が多い。

2 工夫点

建築関係訴訟の審理を充実させ、訴訟手続を円滑に行うためには、専門家の助力が必要であり、各裁判所において、建築界との連携を深め、適切な専門委員、調停委員、鑑定人を確保するための努力をしています。

また、審理に当たっては、当事者及び裁判所が共通の認識を持ち、争点の把握が容易になるように、瑕疵についての当事者の主張や関連する書証番号を対比・一覧できるような瑕疵一覧表や、追加変更工事についての当事者の主張や関連する書証番号を対比・一覧できるような追加変更工事一覧表を作成するといった工夫をしている裁判所もあります。

なお、裁判所の方でも、例えば東京地方裁判所や大阪地方裁判所などいくつかの裁判所では、建築事件を専門的に扱う部を設置したり、司法研修所という研修機関で建築関係訴訟についての研修を行い、裁判官の基礎的素養の嵩上げとノウハウの蓄積を図るなどしています。

3 建築関係訴訟における専門委員

建築関係訴訟においては、建築技術上の基礎知識がなければ、当事者の主張が的確に理解できず、どのように争点整理を進めればよいか、どのような証拠の提出を促せばよいかが分からぬことがあります。そのような際には、専門委員にしていただく説明が大きな意味を持つことが多いと思われます。

また、建物の状況等が問題となる事案においては、現地調査が多く行われており、専門委員には、進行協議期日における現地見

分や検証手続といった形で、実際に建築物を見ていただいた上で、裁判長の求める事項について説明をしていただく場合も多くなると考えられます。また、当事者双方が同意している場合には、建築物に瑕疵があるか否かについて意見を述べていただくこともあります。

なお、建築関係訴訟において専門的知見を活用する方法としては、専門委員から説明等を聴取するほか、事件を調停に付した上、専門家を調停委員に選任し、調停委員会の構成員として調停に当たってもらうことも広く行われているところです（専門委員と調停委員の違いは、10ページのとおりです。）。

第2 医事関係訴訟

1 特 色

医事関係訴訟とは、例えば、医師の治療中の行為に過失があったかどうかが問題となり、当事者の言い分や証拠の整理又は裁判所の判断をするために医学上の専門的な知識経験が必要となるような訴訟のことをいいます。

医事関係訴訟の特色としては、以下のような点が挙げられます。

- ① 医療という極めて専門的な分野に関する紛争であり、その内容も複雑化したものが多く、素人には分かりにくい。
- ② カルテ等の重要な証拠が一方の当事者側である医療機関に偏在している。
- ③ 医療機関側は医学的知識が豊富であることが多い一方、患者側は、自己の訴訟活動に協力してくれる医師（協力医）を見つけなければ適切な主張立証活動が難しいなど、専門的知

見の面で必然的・構造的な差がある。

- ④ 当事者間の感情的な対立が激しいことが多い。

2 工夫点

医事関係訴訟においても、当事者の理解を得ながら専門家の協力を得ることは重要であり、必要に応じて、専門委員、専門家調停、鑑定を利用できるようにするために、各裁判所において、医療機関との連携を図り、適切な専門委員、調停委員、鑑定人を確保するための努力をしています。

また、審理においては、早期に争点を把握することができるよう、通院開始時からの事実関係に関する当事者の主張や関連する書証番号を対比・一覧できるようにした診療経過一覧表、どのような薬を投与したかを示す投薬一覧表、争点ごとに当事者の主張をまとめて対比した争点整理表を作成するといった工夫をしている裁判所もあります。

なお、裁判所の方でも、建築関係訴訟と同様に、医事事件を集中的に取り扱う部を設置したり、医事関係訴訟についての研修を行い、裁判官の基礎的素養の嵩上げとノウハウの蓄積を図るなどしています。

3 医事関係訴訟における専門委員

医事関係訴訟においては、専門委員には、一般的な専門的知見について説明をしていただくだけでなく、当該事案に関連する類型化された事実を前提とした説明、カルテやレントゲン写真などの具体的な事実関係に基づいて文献等を当てはめた説明、画像の

読影をした上での説明、文献等に記載のない専門委員の臨床医学の経験等に照らした知見等に基づく説明などをしていただくこともあります（なお、専門委員の説明の範囲については33、34ページを参照してください。）。また、速やかな鑑定人の選任や適切な鑑定事項の決定のために助言していただくことも期待されています。

第3 知的財産権関係訴訟

1 特色（特許権関係訴訟を中心）

知的財産とは、発明やデザイン等、人間の知的創作活動により作り出されたものの総称であり、これを独占して使用することができる権利を知的財産権といいます。特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の権利がそれに当たるものです。これらの権利に関する訴訟を知的財産権関係訴訟といいます。ここでは、その中でも専門技術的事項が問題となる特許権関係訴訟を例に特色等を説明します。

特許権は、特許庁に対して特許出願された発明が、特許の要件を具備しているか否かの審査を経て、特許査定が行われた後に特許登録原簿に登録されることによって、はじめて権利として成立します。

特許権関係訴訟には次の二つの訴訟があります。

（1）侵害訴訟

特許権を有するA社が、B社に対して、B社がその特許権に係る特許発明の技術を用いて製品を製造・販売したとして、特許権侵害を理由にその製品の製造・販売の差止めや損害賠償を

求めて訴訟を提起することができます。この訴訟を一般に侵害訴訟といっています。

侵害訴訟では、①被告の製品が原告の特許権を侵害しているかどうか、②侵害している場合に損害はいくらか、といったこと等が主な争点となります。このうち専門技術的知見にかかわる争点は①ですから、専門委員は主に①の争点を審理する手続に関与することになります。

被告の製品が原告の特許権を侵害しているかどうかは、a)原告の特許権の対象となる特許発明の技術的範囲はどのようなものか、b)被告の製品に用いられている技術はどのような内容か、c)被告の製品に用いられている技術が原告の特許権の対象となる特許発明の技術的範囲に含まれていると評価できるかを当事者の主張と証拠に基づいて審理することによって判断されます。

実際の訴訟では、当該特許権の対象となる特許発明の技術的範囲や被告の製品に用いられている技術の内容等がしばしば原告と被告との間で争われ、当該分野の技術上の知見を考慮しながら対象となる技術内容を確定することになります。このような問題の審理過程で、専門委員には当該分野における知見に基づいて専門的技術等について説明していただくことが期待されます。

この侵害訴訟も通常の民事訴訟手続で審理されますが、証人尋問はほとんどされていませんので、専門委員には、主に弁論準備手続での争点の整理に関与していただくことになります。

なお、特許権侵害訴訟の第一審は、東京地方裁判所及び大阪

地方裁判所であると定められていますので、そのいずれかの裁判所において審理されます。

(2) 審決取消訴訟

ある発明について特許を与えるためには、当該発明が特許出願当時の技術水準に照らして容易に考えつくものでないこと（これを『進歩性』といいます。）等の特許要件を満たしていく必要があります。そこで、ある発明について、特許出願をしても、特許庁の審査官が特許要件を満たしていないとしてこれを拒絶すること（これを『拒絶査定』といいます。）があります。この拒絶査定に不服がある出願人は、特許庁に不服申立て（これを『拒絶査定不服審判』といいます。）をすることができますが、そこでも、やはり特許要件を満たしていないと判断されることがあります。また、一度与えられた特許についても、出願当時に特許要件を満たしていなかったなどの理由で第三者が特許庁に当該特許の無効を求める申立て（これを『無効審判』といいます。）をし、特許庁が当該特許を無効と判断することもあります。このような特許庁の判断を審決といいますが、この審決に不服がある場合にその取消しを求める訴訟を提起することができます。これを一般に審決取消訴訟といっています。

審決取消訴訟においては、例えば、当該発明の進歩性についての特許庁の判断の当否が問題となる場合には、①当該発明の要旨は何か、②特許出願当時の技術水準をどのようにとらえるか、③出願当時の技術水準に照らして当該発明は進歩性があったといえるかなどの点を審理することになります。

こういった審理過程の中で、例えば出願当時の技術水準を巡

る主張や証拠の理解に必要な説明をすること等が専門委員に期待されます。

審決取消訴訟では、和解で決着することは比較的少なく、また、侵害訴訟の場合と同様に、証人尋問もほとんどされていません。したがって、専門委員には、主に弁論準備手続での争点の整理に関与していただくことになります。

なお、審決取消訴訟の第一審は、東京高等裁判所（知的財産高等裁判所）であると定められています。

2 裁判所調査官

東京と大阪の裁判所には、知的財産権関係訴訟で取り扱う専門技術的な事柄に対応するため、裁判所調査官が配置されています。裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、訴訟の中で問題となる技術内容について調査してその結果を裁判官に報告するほか、争点及び証拠の整理手続や人証調べの期日等において当事者や証人等に対し問い合わせを発したり、裁判官に対し事件につき意見を述べたりするものとされており、裁判所を専門技術的見地から補助しています。

第6章 非訟事件関係

第1 非訟事件の種類

裁判所の取り扱う事件のうち、訴訟以外の事件で、非訟法の規定に基づき、手続の進行について厳格な方式を採用しない事件を、広く非訟事件といいます。主なものとしては、次のような事件類型があります。

① 会社非訟事件

会社法の規定による非訟事件の手続であり、株式買取価格決定申立事件や株式会社の清算人選任申立事件等、様々な事件類型があります。

② 借地非訟事件

借地借家法の規定(同法41条)による非訟事件の手続をいい、借地条件変更申立事件や土地賃借権譲渡許可申立事件等があげられます。これら借地非訟事件は、原則として不動産鑑定士等の3名以上の鑑定委員で組織する鑑定委員会の意見を聞くこととされ、鑑定委員会は、例えば借地条件変更申立事件において、堅固な建物の築造を相当とするに至ったか、条件変更が認められる場合の財産上の給付の必要性及びその額等について意見を述べることができます。

③ 民事調停事件

裁判官又は民事調停官である調停主任1名と調停委員2名以上で構成する調停委員会による調停を原則として、当事者の話し合いをあっせんし、紛争の解決を目指す制度です。

なお、医事関係、建築関係などの専門的な問題を有する調停においては、専門家調停委員を指定したり、調停委員会に所属していない調停委員に対して、その調停委員が有する専門的な知識経験に基づく意見の聴取をしたりすることもあります。

④ 労働審判事件

個々の労働者と事業者との間の労働関係に関する紛争解決を目的として、裁判官である労働審判官と労働審判員2名で構成する労働審判委員会が調停による解決を試みつつ、審理の経過を踏まえて審判を行います。

第2 非訟事件の手続の一般原則等

1 処分権主義の制限

民事訴訟においては、訴訟開始のイニシアティブは当事者にあり、裁判所は、当事者が申し立てていない事項について判決はできないとされています(これを『処分権主義』といいます)。これに対し、非訟事件においては、処分権主義が貫かれているわけではなく、裁判所が職権で手続を開始したり、検察官や法務大臣の申立てが認められている事件もあります。また、裁判所が審理の対象とする範囲も必ずしも申立ての事項に厳密に拘束されるわけではないと考えられています。

2 職権探知主義

民事訴訟においては、裁判所は当事者の主張しない事実を認定することはできず、また、原則として、当事者から申出のあった証拠以外の証拠調べを行うことができません(16ページ参照)。

これに対し、非訟事件では、裁判所は当事者の主張に厳密に拘束されずに事実を認定することができ、当事者の提出した資料に限定されずに、裁判所自らが裁判所の判断のための資料を収集することができるとされています（これを『職権探知主義』といいます）。

のことから、非訟事件では、例えば、証拠調べは、当事者の申立てのほか職権で行うことができ、また、職権で事実の調査を行うことが認められています（非訟法49条1項）。事実の調査とは、証拠調べのような厳格な方式によらず、自由な手続によって、審理を進めていく上で必要な資料の収集等を行うことをいいます。

3 簡易迅速な手続

非訟事件の手続は、訴訟手続と異なり、実体法上の権利や義務の存否を最終的に判断するものではないことから、簡易な手続により事件の迅速処理を図ることができますようになっています。

4 非公開手続

民事訴訟の審理及び判決は公開の法廷で行わなければなりませんが、非訟事件においては、証拠調べも含め、手続の全てを公開の場所で行わないことになっています（非訟法30条）。

第3 非訟事件における専門委員制度

1 専門委員制度の導入の背景

前記第1で紹介した非訟事件の中にも、紛争を解決する上で高度な専門的知見を必要とする事件が多くあり、こうした事件の内

容を正確に把握し、的確かつ迅速に解決するためには、専門家による協力が不可欠です。そこで、非訟事件の手続においても、必要に応じて中立の立場にある専門家に手続に関与していただき、当事者の主張又は提出資料等について、裁判所が機動的に専門的な知見を得ることができるようにするために、専門委員制度が導入されました。

このように非訟事件における専門委員の制度趣旨は、民事訴訟における場合と基本的に異なりません。ただし、民事訴訟とは異なり、職権探知主義（48ページ参照）が採用されていることから、専門委員の意見も裁判所の判断のための資料となるという特徴があり、そのため、民事訴訟においては専門的知見に基づく『説明』をするとされているのに対し、非訟事件においては専門的知見に基づく『意見』を述べることができるとしている点で違いがあります（民事訴訟との主な相違点は50ページの表参照）。

2 専門委員制度の特徴

非訟事件の手続においても、円滑な審理を実現するため、裁判所が的確かつ迅速に事案の内容を把握して主張を整理し、又は事案に応じた適切な和解を試みるために、専門委員に関与していただくことになります。

非訟事件における専門委員も、裁判所のアドバイザーといった立場で手続に関与することは民事訴訟における場合と同様であり、関与に当たっての留意事項も民事訴訟におけるものが基本的に妥当すると考えていただいて結構です。ただし、前記1のとおり、民事訴訟における専門委員は、専門的知見に基づく説明をし、

説明した内容は証拠とはならないのに対し、非訟事件における専門委員は、専門的知見に基づく意見を述べることができ、意見の内容は裁判所の判断のための資料となり得る点で、審理に与える影響は、民事訴訟と比べてより大きなものとなる可能性があります。このことから、非訟事件においては、専門的知見に基づく意見を述べる際、裁判所から、どの点について、どの程度の意見を述べることが求められているのかを正確に理解した上で意見を述べることが特に重要と考えられます。

● 訴訟手続と非訟事件の手続における専門委員の相違

	訴訟手続における専門委員	非訟事件の手続における専門委員
聴取の対象	専門的な知見に基づく説明	専門的な知見に基づく意見
関与の内容	裁判所のアドバイザー的な立場で、機動的に手続に関与して、専門的な事項に関する当事者の言い分や証拠等について、分かりやすく説明する。	裁判所のアドバイザー的な立場で、機動的に手続に関与して、事件の審理に必要な専門的な事項について、意見を述べることができる。
聴取した内容の性質	説明した内容は、証拠資料とはならない。	意見の内容は、裁判所の判断のための資料となり得る。
関与の場面	争点整理及び証拠の整理等証拠調べ和解	非訟事件の手続一般（的確かつ円滑な審理の実現のため、又は和解を試みるために）
関与の手続	当事者の意見を聞いて、裁判所が決定ただし、和解を試みる期日ににおける関与は、当事者の同意が必要	当事者の意見を聞いて、裁判所が決定
証人等尋問における専門委員の質問	当事者の同意及び裁判長の許可が必要	裁判長の許可が必要
関与の取消し	裁判所は、申立てにより又は職権で、専門委員を手続に関与させる決定を取り消すことができる。 ただし、当事者双方の申立てがあるときは、これを取り消さなければならない。	裁判所は、当事者の意見を聞いて、専門委員を関与させる裁判を取り消すことができる。

第4 具体的な非訟事件（株式価格決定申立事件）
適正な紛争解決を図る上で、専門的な知識経験が必要となる分野の非訟事件としては、様々な種類のものが考えられますが、その中でも高度に専門的な判断が求められ、専門家による専門的知見に基づく意見が求められる事件として、会社非訟事件（株式価格決定申立事件）が挙げられます。

1 特色

株式価格決定申立事件には、大きく分けて①合併等に反対した株主等が会社に対して株式買取請求をした場合等においてその買取価格について協議が整わないときに、株主等が、その買取価格の決定を求める事件（株式買取価格決定申立事件）と、②譲渡制限株式会社が株式譲渡を承認せず、自ら買い取り、又は他の買取人を指定した場合等において、当該株式会社等が、その売買価格の決定を求める事件（株式売買価格決定申立事件）、③全部取得条項付種類株式の取得に反対するなどした株主等が、その取得価格の決定を求める事件（株式取得価格決定申立事件）があります。株式価値の算定は、対象会社の資産内容、財務、収益状況等、多種多様な事情を総合考慮した上で行われ、高度に専門的な判断が求められます。

2 工夫点

株式価値の算定に必要な専門的知見を得る方法としては、これまで鑑定がありました。鑑定には、相当高額な費用が必要となるのが通例であったため、当事者が十分な資力を有しているとは限らず、また、鑑定費用が株価総額に照らして経済的に見合わ

ない場合も少なくないことから、当事者が鑑定費用の予納や最終的な分担に難色を示すことがありました。また、価値評価のアプローチ自体が複数存在し、考慮要素も多岐にわたることから、鑑定の実施に当たって困難が生じる等の問題も指摘されていました。専門委員の関与が可能となったことで、審理の早い段階から、公認会計士、税理士、不動産鑑定士等の専門委員に関与していくだき、鑑定の要否の見極め、また、鑑定を要するとした場合の鑑定事項の設定や鑑定に向けた争点・証拠の整理等について専門的知見を提供していただくことが考えられます。

付録1 専門委員関与例